

中国の多ウクライド混合経済・資本主義市場経済・社会官僚資本主義経済 — 中国の社会主義・共産主義計画経済・市場経済と多ウクライド混合経済・資本主義市場経済・社会官僚資本主義経済 (2)

游 仲 勳

目 次

はじめに

- 1 中国の社会主義市場経済
 - (1) 中国における社会主義経済の集権化と分権化
 - (2) 中国の社会主義市場経済と資本主義市場経済
 - 2 中国の多ウクライド経済化と優勢な資本主義市場経済
 - (1) 社会主義の初級段階と一国両制
 - (2) 二種類の一国両制
 - (3) 「一国両制」下の中国資本主義市場経済の発展
 - (4) 中国共産党の労農政党から全国民的政党への変質
 - 3 中国における「社会官僚資本主義市場経済」の出現
 - (1) 官僚資本主義の再台頭
 - (2) 公費天国、公金族
 - (3) 党・政府高級官僚の横領、収賄、汚職
 - (4) 「朗・顧之争」
 - (5) 全国規模、あらゆる分野での官僚資本主義の形成
 - (6) 官僚独占資本主義、「社会官僚資本主義」
 - (7) 官僚主導下のコネ社会での資本主義市場経済と不平等、庶民の抵抗
 - (8) 党・政府の対応とその限界
 - 4 世界資本主義経済と中国資本主義経済
- むすびにかえて

はじめに

前稿「中国の社会主義・共産主義計画経済・市場経済——中国の社会主義・共産主義計画経済・市場経済と多ウクライド混合経済・資本主義市場経済・社会官僚資本主義経済 (1)」では、

理論問題を考察したが、ひるがえって現実の中国の経済をみると、どうだろうか。結論を先に言うと、もはや社会主義計画経済ではないのはもちろんのこと、社会主義市場経済でもない。全体とすれば資本主義市場経済である。多ウクライド（経済セクター、経済制度、経済部門などと言い換えてもよい）が混在しており、それらの中では社会主義市場経済を通り越して、資本主義市場経済が優勢であり、さらには官僚資本主義経済さえ出現している。資本主義市場経済が優勢といっても、党・政府の官僚による介入、政治支配が強固なコネ社会のもとで、市場は十分に機能しておらず、強力な官僚主導下の資本主義市場経済である。

1 中国の社会主義市場経済

(1) 中国における社会主義経済の集権化と分権化

中国の場合は、オスカー・ランゲのいう社会主義経済が「成熟した」結果、分権化が必要とされたわけではない（前稿参照）。新民主主義革命の成功によって、1949年に新中国が成立したあとも、成功を収めた経済復興期（1950—52年）、第1次五カ年計画期（1953—57年）以後は、「プロレタリア独裁下の継続革命」と称する急進的な極左的政治運動に明け暮れ、地道ながらも着実であるべき経済建設・発展に取り組まな

かった結果が、改革・開放への政策転換のきっかけだった。

もちろん、当時はソ連・東欧等でも集権的な国民経済運営が行き詰まり、分権化が問題とされていた時期であり、中国はそれに学んで早めに分権化に取り組んだという側面もあっただろうが、その後の中国で起こった現実には、分権化を乗り越えて計画経済の解体、社会主義市場経済への移行を名目とした資本主義経済化だった。すでに別の機会に詳述したので、再述は避けるが、中国でも分権化の動きがあったが、そのあとまた集権化し、また分権化するという、ジグザグの経済運営の道をたどった。いずれも政治問題化し、激しい政治運動をともなった。そのため、資本主義の景気変動（循環）以上に激しい経済変動を経験した [15、16、17など]。

(2) 中国の社会主義市場経済と資本主義市場経済

中国は社会主義計画経済から社会主義市場経済へ移行中であるといわれる。だが、果たしてそうか。問題は生産手段の所有制だが、すでに中国では生産手段の国有（公有）制を否定して、私有制を発展させるべきであると説く者が多くなっている。たとえば、中国の著名な経済学者である樊綱は次のようにいう。「所有制は手段であり、目的ではない。市場経済において、公有制はもはや生産力の妨げになっており、政府は国有企業よりも民営企業の発展を支援すべきである」、と [14、p.137]。今日の中国では、生産力の発展という視点から見ると、土地所有を含む国有制あるいは公有制の生産関係は照応しておらず、照応する私有制の生産関係に変えよというのである。

これは、社会主義市場経済ではなく、資本主義市場経済を重視せよということにならないか。そうだとすると、わざわざ「社会主義」の語を残して社会主義市場経済という必要は

ないのではないか。資本主義市場経済といったほうがよいのではないか。樊は「市場経済と相反する公有制」と書いているが、公有制のもとでも市場経済が可能であること（それが社会主義市場経済である）、逆に私有制のもとでも経済の計画化が可能であることを見落としている。前稿でも指摘したように、マルクス経済学者はますます少数となり、経済学分野で最も権威のある『経済研究』誌でも、マルクス経済学の理論分野の論文はほとんど皆無と言ってよい状態である¹⁾。

このように、今日の中国では公有制は次第に否定され、私有制が強調されつつある。それが現実にも反映して、公有企業、とくに国有企業に代わって民有（私有）企業が優勢となっている。国有企業改革の一環として、株式会社化や民営化（国有民営化）が進められ、「国退民进」（国有企業を減らし、民営企業を増やす）の東風が吹いている。古い数字だが、1997年末で国有企業の総生産額は全国企業総生産額の3分の1以下である。一般に非公有制企業の上場は難しく、したがって公有制企業の比重が高くなる上場企業株式に占める割合でも、国有株の割合は1994年から1997年4月までに42.7%から35.93%に低下しており、現在（2001年？）は30%前後だという。ちなみに、国有企業の欠損も増えており（1997年は831億元、GDPの6%近い。ただし最近では減ってきた）、種々の優遇措置がとられているが、全体としてはよくない。とくに、地方国有企業が悪い [63、p.11]。国有企業の工業生産額に占める比重は3割まで落ち込んだが、国有企業への投資額は6割、また銀行融資の7割が国有企業向けだという [5、p.87]。

2 中国の多ウクラウド経済化と優勢な資本主義市場経済

(1) 社会主義の初級段階と一国両制

中国はいま社会主義の初級段階にあるという。1987年秋の第13回党大会で趙紫陽が総書記に就任し、その活動報告の中で中国は社会主義の「初期段階」、「生産力拡大を最優先すべき発展段階」にある、とした。新中国成立後約100年間続くという。2050年ごろ、あるいは21世紀中葉までである。社会主義社会の初級段階にあるとするのは理論的には十分可能だが、しかし実態としては1949年の新中国成立時に規定した、中国は資本主義から社会主義への過渡期もしくは新民主主義段階にあるとした状況が、今日でもまだ続いているとすべきではなかったか。1919年5月4日の「五四運動」から始まった新民主主義革命が成功した結果、新民主主義社会の建設を目指す新民主主義的政策として、いわば「混合経済」化が容認されていた。

もちろん、外国帝国主義の追放は別として、国内問題だけに限れば民主主義革命の一環として、新民主主義革命での主たる目標は封建制度の消滅にあったが、資本主義社会から社会主義社会への狭義の過渡期にあるとして（社会主義社会そのものが資本主義社会から共産主義社会への過渡期であるとするのが中国のいう広義の過渡期論である）、資本主義を含む多ウクラウドの同時存在が容認されていた。その意味では、新中国成立後の急進主義によって急ぎすぎた結果、早期に捨てられた新民主主義社会建設方針の原点に立ち返るといふのであれば、中国がこれまで採ってきた方針とあい矛盾しないものだった。

ところが、将来的には社会主義社会を目指すといふのであればまだしも、現実の中国では中国成立後100年間は社会主義の初級段階が続くとするのみで、初級段階とは何ぞやや、初級段階後の展望は全く示されない。第13回党大会か

らすでに20年近い年月が経過したというのに、初級段階そのものについての議論や、初級段階以後の展望の議論どころか、最近の中国では初級段階にあることすら問題にされない²⁾。

しかも、初級段階とされた1949年の中華人民共和国成立から始まる約100年間とは、上述のように21世紀中葉ごろまでの時期であり、後者の21世紀中葉ごろというのは、意図的にそうしたわけではないだろうとはいえ、奇しくも香港・マカオの一国両制の存続が終わる時期でもある。1997年7月1日に香港が、1999年12月20日にマカオが、中国に返還されたあとも、50年間程度、従来の資本主義経済・社会制度の存続が認められている。社会主義中国という一国家のもとでの社会主義経済・社会制度と資本主義経済・社会制度の並存として、一国両制（一国二制度）と呼ばれる。中国当局としては、台湾についても同制度、もしくはもう少し台湾の状況を勘案した制度を適用して統一したいところだろう。

社会主義の初級段階では一国両制は認められるが、次の中級ないし高級段階では認められないのか。社会主義の初級段階は中国についてのもといっても、大陸外の香港、マカオ（台湾も）は考慮されておらず、大陸内（内地と呼ばれる）についてのもだろう。それでも、21世紀中葉ごろに一国両制が終わるとなると、その時は社会主義の初級段階が終わって中級ないし高級段階に入るときでもあるが、香港・マカオの経済は社会主義化されるのか。その時の社会主義化とはどのようなものか。国有化を含むのか。また、21世紀中葉ごろまでに台湾との統一問題が解決していないとすると、一国両制は延長されるのか。これらは中国に進出している外国企業や中国自身の資本主義企業にとっても気になる大問題であり、40年余りのちには実行しなければならぬから（実行しない、延期するを含めて）、それ以前に結論が出されていなければ

ばならないのに、現状は上述のとおりである³⁾。

(2) 二種類の一国両制

すでに1993年の拙著で指摘しておいたが、中国には各種の資本主義経済が存在し、それ以外にも多くのウクライドが存在する [18]。以下のとおりである。

- (1) 国有企業 (政府所有企業。国有経済)
- (2) 集団企業 (郷、鎮、村など所有の企業。いわゆる郷鎮企業の多くがこれに含まれる。集団経済)
- (3) 自営業者または個人企業 (个体経済)
- (4) 私営企業 (私営経済)
- (5) 香港・マカオ・台湾企業 (香港・マカオ・台湾資本主義経済)
- (6) 外資系企業 (外商。外国資本主義経済)

(1) (2) 合わせて公有制経済、(3) (4) (5) (6) 合わせて非公有制経済 (非公経済) と呼ばれる⁴⁾。

(1) (2) の公有制経済については、のちに述べる。(3) の個人企業と (4) の私営企業 (民営企業とも呼ばれるが、国有民営企業もあるので、私営企業の語を使う) との違いは、従業員が 8 人未満かそうでないかにある。もっとも、資本主義的搾取関係が存在するかどうか、資本主義か非資本主義かの分岐点だとすると、従業員 8 人未満でも資本主義企業・経済と規定してよいものが含まれよう。資本主義経済には次のものが含まれる。

① (中国大陸内) 民族または民間または地場資本主義経済

私営企業は一日平均 1,500 社余りずつ増えており、その登記済み資本の毎日の増加額は 30 億元である。計 300 万社を超え、投資家は 772 万人、2003 年 1 年間だけで増えた資本金額は約 1 兆元、2010 年には私営企業の投資家は 3,000 万人から 4,000 万人に達するだろうともいわれる。

非公経済全体の GDP としては、改革・開放直前の 1979 年の 1% 足らずから、現在は全体の 3 分の 1 程度に達した。20 世紀 90 年代中期以降、城鎮 (都市と町) で新たに増えた職場の 70% 以上が非公企業によって提供されたものであり、農村から出た労働力の 70% 以上も非公企業で雇用されている⁵⁾ [77]。

② 香港・マカオ・台湾資本主義経済

香港・マカオは形式上、中国国内にあるが、大陸とのあいだには境界線があって、実態は大陸外経済として区別できる。もっとも大陸との一体化が急速に進みつつある。たとえば、中国大陸と香港とのあいだでは FTA (自由貿易協定) に相当する 2003 年締結、04 年から実施の経済貿易協力強化協定 (CEPA) が存在していて、衣料品、食品など約千品目に限られていた関税撤廃の対象が拡大され、中国大陸で販売されるすべての香港製品の関税を 2006 年から撤廃することに、両当局は 2005 年 10 月 18 日合意している。

③ 外国資本主義経済

ここには純粋な外国人 (中国系でない人々) の経済だけを含め、中国に投資している華僑 (海外中国人) ・華人 (中国系外国人) の経済は上の ② に含めて、(中国) 大陸外中国系資本主義経済として一括してもよいのだが、歴史的に見て中国の領土であったが、のちに中国に返還された香港・マカオ・台湾三地域とは異なる外国に居住しているため、外国資本主義経済の一種としてここに含めた。もっとも、より厳密に言うと、中国籍をもつ華僑が中国に投資した結果形成される経済は ② に含め、その子孫で居留国籍をもつ二世、三世…の海外華人・華裔が中国に投資して形成される経済は ③ に含まれるべきだろう。

少し古い数字だが、2004 年 9 月末現在、中国の外資系企業は 192 カ国から 5 万社近く、世界大企業 500 社中 450 社近くが投資しており、

外資の投資総額は5,500億ドル、2003年には中国固定資産投資の11%近く、工業生産額の28%、輸出額の55%、農業以外の雇用者数の約10%（2,350万人）が外資系企業によった[38]。市場独占も加速化され、軽工業、化学工業、医薬、機械、電子などの分野で、外資の市場シェアはすでに3分の1を超えた。マイクロソフトがパソコンソフトの、テトラパックが無菌紙容器のそれぞれ95%を占め、ミシュランがタイヤの、ノキア、モトローラが携帯電話のそれぞれ70%を、コダックが感光材料（フィルム、印画紙など）の50%を占めている。パソコン、通信、飛行機では米国企業、自動車ではフランス・ドイツ企業の寡占が顕著である。外資企業による中国企業買収のほか、外資企業の進出による中国企業の倒産も続出している[5、p.136]。以上のような変化は香港・マカオの中国返還による一国両制開始（1997年）以前から、1979年の改革・開放以降始まっており、現実には外国との関係での一国両制よりも前に、すでに中国国内に関わる一国両制が出現していたことになる。一国両制といっても二種類あり、中国がいう一国両制は前者だが、後者も一国両制であることを見落としてはならない。以下、後者をカッコ付きの「一国両制」と記すことにする。

(3) 「一国両制」下の中国資本主義市場経済の発展

後者の「一国両制」は最初は経済特区への外資の導入により、のちには中国自身の資本主義経済形成による。社会主義経済と資本主義経済との混合経済であるが、前者が優勢であれば、全体としては社会主義経済であるといえる。しかし今日の中国では、形式上は社会主義とも見なしうる公有制経済も事実上資本主義経済化していて、資本主義経済が優勢となりつつあり、大勢としては資本主義経済化しつつある。地場・外国両資本主義企業が中国市場で

利潤を上げ、しかもかなりの比重を占めうるシステムとなっている限りで、公有制企業だけがこれとは異質のシステムのもとでこれら国内外資本主義企業と競争し、同様の利潤を上げるということはありえない。この意味では、形式上「一国両制」であるとは言っても、実質的には利潤・搾取追求の資本家による資本主義システムが支配的な「一国一制」である。

先に挙げた(1)の国有経済は、国家がプロレタリアートまたは労農同盟からなる社会主義国家なら、まだ社会主義経済と呼んでもよいだろうが、後述のように今日の中国の国家は国民政府として資本家階級をも含む共産党が指導する国家であり、またその国家が所有する企業も国内外の資本主義企業と競争し、効率・利潤を追求している⁶⁾から、その本質は国家資本主義経済というべきである⁷⁾。しかも、のちに述べるように、国家資本主義は多少とも官僚資本主義に変質している。また、(2)の集団経済には農業経済だけでなく、農村部における非農業の一部の郷鎮企業が含まれる。ここでも公有制企業というが、国有企業同様国内外の資本主義企業と競争し、効率・利潤を追求している。したがって、その経営は資本主義的に行われ、社会主義経済というよりは資本主義経済と呼ばれるほうがふさわしいものである。

(3)の個人経済には資本主義企業も含まれるが、そうでない文字通りの個人企業は資本主義企業ではなく、個人企業間で成立する市場は、それだけを取り出してみれば非資本主義市場である。しかし、個人企業と非個人企業との取引は、非個人企業の経済的パフォーマンスが資本主義的である以上、非資本主義的なものとはなりえない。中国経済全体が市場経済だとすれば、資本主義市場、前資本主義市場、社会主義市場が並存しえようが、現在の中国の市場経済では資本主義のそれが優勢であり、社会主義の市場経

済はその中に埋没しつつある。もっとも、中国ではまだ全国統一市場が形成されておらず、とくに地方では資本主義的性格が優勢でないところもあるだろう。しかし中国経済全体として言えば、資本主義市場経済が優勢である。

(4) 中国共産党の労農政党から全国民的政党への変質

政治的に見ても、上部構造は下部構造に規定されるとのマルクス主義の規定にしたがえば、下部構造（経済）が脱社会主義化・資本主義化しつつあるのに、下部構造だけが社会主義でありつづけることはありえない。短期的に直ちに照応するというものではないにしても、長期間両者が乖離することは不可能である。現実にも社会を統括・統治する国家が共産党のコントロール下に置かれ、その共産党が脱社会主義化・資本主義化している⁸⁾。

2002年11月の第16回党大会において、江沢民の提起した「三つの代表」論（先進的生産力、先進的文化、最も広範な人民の根本利益の三つの代表）にもとづき、共産党への私企業経営者（資本家）の入党を認めたことによって、中国共産党はもはや社会主義のプロレタリアートもしくは労農同盟の階級政党ではなくなり、資本家階級を含む、かつての日本の総与党的大政翼賛会にも比すべき国民政党化して、資本家階級が政権の一翼を担うことが可能となったのである⁹⁾。2004年には、憲法もその方向に改正された。その党が指導する国家が所有・経営する国家企業が依然国民経済の重要部分を占めている限りで、中国経済は国家資本主義経済、さらには後述のように官僚資本主義経済に変質しつつある。ここでは、労働者は圧倒的に過剰供給状態の中でますます「弱者」の地位に置かれ、工会（労働組合）の地位、評価は急速に低下している [23]。

3 中国における「社会官僚資本主義市場経済」の出現

(1) 官僚資本主義の再台頭

中国では資本主義市場経済が優勢であるだけでなく、われわれを驚かせるのはかつての旧中国時代に出現した官僚資本主義が再登場してきたことである。ジャーナリストや中国に留学した研究者たちの報告が、ありとあらゆる形での官僚の凄まじい腐敗、墮落、汚職の状況を生々しく伝えている。有名な「上に政策あれば、下に対策あり」の語を実地で行く、党や政府の政策に対抗する新手のやり方が次から次へと考案され実行されている。資本家の共産党員化はもちろんのこと、共産党員の資本家化、とくに国有企業資産の私物化によるそれが急速に進行している。2005年末現在、共産党員約7,080万人、株式投資口座数7,336万0,700件、中国では個人単位で株の取引口座を開くため、個人投資家が党員よりも多い [51]。個人投資家の全部ではないにしても、そのかなりが共産党員とみられる。

共産党員である国有企業の高級管理者が国有企業の株式会社化にあたって、国有企業資産を担保に入れて銀行から融資をあおぎ、それを元手に当該国有企業株式会社の株式を手に入れて、当該国有企業の事実上のオーナーとなるケースが多発している。MBO（マネージメント・バイ・アウト。子会社や事業部門の経営を任された国有企業の執行責任者が投資会社の資金援助を受けて、株式を買い取り独立すること）による買収である。むしろ共産党・政府は企業管理者の積極性に期待するとして、これを奨励した。2004年秋からは、大規模国有企業についてはこれを禁止することとなり、中小の国有企業についても検討が必要としている。しかし禁止規定が守られるか疑問であり、依然違法行為が少なくない。

一般に、途上国の国家資本主義はその管理・運営を担当する政治家・高級官僚の腐敗、墮落、汚

職等によって、ほとんどが実質上官僚資本主義に変質・転化した [24、25、26、27]。社会主義経済の旧ソ連もそうだった [15]。高度資本主義国である日本でも、政官業の癒着による官僚資本主義が存在してきたし、今でもまだ存在するが、旧中国でも国民党・国民政府の政治家・高級官僚によって、国家資本主義が官僚資本主義に変質した。官僚資本主義の語が広く使われるようになったのは、この旧中国時代のそれからである。

政治権力によって富を手中にする官僚の存在は、古くから中国を特徴づける制度の一つだった。国家と貨幣の発生以降、政権（権）と金権（銭）は人や資源を支配する二種類の社会的権力となった。銭で権を買い、権を銭に換えることは春秋戦国時代にすでに出現しており、秦・漢時代に中央集権的専制政治体制が形成されると、政府権力を執行する官僚集団が出現し、専売品、特許品を扱う商業や質屋、高利貸などを営む官僚と商業資本が結合する「官商」が権と銭の統一体となった。

これが初期の、あるいは伝統的な官僚資本だった。この伝統はずっと続き、1842年のアヘン戦争以後、あるいは1911年の辛亥革命以後、とくに1930年代の国民政府時代には近代化されて、商業以外の分野にも投資されることとなる。とくに最後の国民政府時代の官僚資本が有名で、蒋介石、宋子文、孔祥熙、陳果夫・立夫兄弟の四大家族を中心に巨大な官僚資本主義が形成された。これらの官僚資本家層は当時の中国資本家階級の中の特殊な階層だった [58、pp.308-11]。こうした過去の伝統は、条件さえあればいつ復活してもおかしくないものであり、社会主義を標榜する今日、またもや台頭してきたのである¹⁰⁾。

今日の中国経済は个体経済を別にして大別すると、公有制資本主義経済（とくに国家・官僚資本主義経済）と私有制資本主義経済（中国の

民族・民間・地場資本主義経済のほか、香港・マカオ・台湾資本主義経済、外国資本主義経済も含む)の二種類の資本主義ウクライドからなる資本主義経済である。国家資本がそれを管理する官僚、とくに高級官僚の腐敗・墮落によって絶えず官僚個人の資本、官僚資本に転化している。また、後述のように国有経済以外でも官僚は資本を蓄積している。

官僚の腐敗・墮落は、計画経済時代における中国の国有・集団経済においても無くはなかったと思われるが¹¹⁾、今日その程度は官僚資本主義の語が初めて使われた旧中国時代、さらには他の途上国のそれと比べても、もっとひどいといわれる。たとえば吉原久二夫氏は、ベルリンに本部を持つNGOのトランスパレンシー・インターナショナルによれば、1996年の中国の汚職度は世界第5位、1997年には12位だった。このため、「汚職度で、中国は世界の中でも高いほうにランクされる。戦前の国民党の時代の汚職よりひどくなったという人さえいる」と述べている [19、pp.85、238-9]。

(2) 公費天国、公金族

以下、国家資産（国家資本）が官僚資本に転化（私物化）され、国家資本主義が官僚資本主義に変質している状況をいくつか見よう。網羅的ではなく、氷山の一角的である。

今日の中国は「公費天国」と呼ばれる。社会主義時代でも公費の私用化があっただろう。日本でも長く公費天国だったが、国民の監視の目が強まっている。このように、資本主義・社会主義を問わず、また時代を問わず公費の私用化は存在するが、今日の中国のそれは規模が大きい。推計方法が不明であり、どこまで正しいのか不明だが、新聞報道によれば、今日の中国の公費接待費は年間2千億元（約2兆6千億円）にのぼるともいい、2004年のGDP13兆6515億

元の1.47%に相当する [49、29。2004年のGDPについては59]。

このため、中国には「公金族」と呼ばれる人々が存在する。政府機関や国有企業で働くが、公金を自らの金のように消費する人々である。国有企業では、明らかに国家資金が官僚個人の資金に転化している。ただ、その多くはみずからも含めた接待費として、消費に用いられるが、中には接待費として使用することなく貯めておき、のちに資本として機能させられる物もあるだろう。地方都市政府の場合、50歳前後の主任級でも固定月給は2千～3千元だが、領収書の活用なども含めた実質収入は月給をはるかに上回るといわれる。1989年に370億元だった公金消費は2002年には2,000億元規模に達した。飲食業界の推定では、全国の飲食業界の売上高、公金消費は約2割を占める。「中国消費の主演」の一人とみられるゆえんである。

しかも、中国政府が公金流用を不正行為と見なし、厳罰で臨む態度を示しているにもかかわらず、公金族はむしろ増えており、政府の取り締まりは追いつかない。飲食業界でも、売上高が年々拡大するだけでなく、一人あたり数元～十数元で満腹になる庶民的な店だけでなく、一人数百元もする高級店も増え、中国人客でにぎわう。日本食や西洋料理レストランの出店も相次ぎ、その背景にあるのが公金族だという [49]。

(3) 党・政府高級官僚の横領、収賄、汚職

国有資産の直接的な横領（私物化）も盛んである。また、コネ社会にあって、高級官僚であるがゆえに業者から多額の賄賂が贈られる。これは国家資産の横領ではないが、高級官僚でなければ得られない収入であり、官僚資本の一蓄積形態といえる。その他、ありとあらゆる形で汚職がおこなわれ、官僚資本が蓄積されている。中国ではいまや党员や官僚の不祥事を耳にしな

い日はない。汚職をめぐる裁判も増えている。2005年3月の全人代（全国人民代表大会。日本の国会に相当）における中国最高人民検察院（最高検）および最高人民法院（最高裁）の2004年活動報告では、2004年に汚職で立件された公務員は前年比0.6%増の4万3,757人である。うち、3万5,031人が収賄事件の容疑者だった。汚職捜査により取り戻した公金は45億6千万元（約593億円）、前年よりも2億6千万元増えた。収賄や横領の額が100万元を超える大型事件は1,275件、前年比4.9%増だった。

国家公務員の容疑者2,960人のうち、地方省庁のトップを含む閣僚クラスは前年の4人の3倍近い11人だった。中央・地方省庁の幹部は前年比18.6%増の198人。地方幹部が巨額の公金を横領し、北朝鮮など海外のカジノで賭博に使い込む事件が相次ぐ一方、閣僚、幹部クラスの汚職摘発の増加が目立つ。国有財産を横領した者1万0,407人、国有企業関係者に関わる案件が全体の41.5%を占め、国有企業改革と関連のあることが分かる。他の案件と比べて、絶対大多数が企業の高級管理者、会計人員、販売者、制度改革主管部門の責任者などであり、この結果金額も大きく、巨額の国有財産流出をもたらしている。北京市の例でも国家の損失額は増加しつつあり、5年前の1億元足らずから4.7億元に増えた。

2004年には、国内外に逃亡している者を追跡・逮捕する組織が作られ、容疑者614人が逮捕された。同年4月16日には、巨額の公金をもって米国に逃亡・潜伏していた中国銀行広東開平支店の支店長・余振東が逮捕・送還された。5月18日には、カンボジアに逃亡、7年間潜伏していた上海市原子力発電所所長の楊忠万が逮捕・送還された [78。2005年活動報告は79]。2005年9月、中国最高人民検察院反腐敗汚職総局は、過去5年間に汚職などの犯罪で摘発された官僚が20万人を超え、海外に逃亡した経済

事件の容疑者は官僚を中心に約500人、違法に持ち出された資金は700億元（約9,500億円）にのぼるとの調査結果を発表した [30]。

別表1は2003年から2004年3月までに逮捕・処分された党や政府などのおもな官僚であり、2は2005年末までに逮捕・処分されたそれ以外の高官である。党政治局員、全人代副委員長、閣僚、国有銀行総裁などの中央の高級官僚だけでなく、直轄市・北京やその他の省の党委員会の書記・副書記、省長・副省長、政協（政治協商会議。統一戦線組織で、全国政協は

全人大に準じる）主席・副主席、高等人民裁判所長官など、地方の党・政府・裁判所などの錚々たる人物が並ぶが、これでも氷山の一角である。2005年8月には、黒竜江省政協主席の韓桂枝らの収賄を巡る事件の取り扱いで、徐発・同省検察院検察長、徐衍東・法院院長両名らを初めとする関係者に相次いで収賄の疑惑が発覚、党紀によって両名の党籍剥奪、公職追放の処分が行われたが、徐発が自殺、事件の全容が隠される一方、国法による処分の代わりに党紀によって処分される典型例となった [68]。

表1 腐敗で捕まったおもな共産党・政府の幹部、2003年～04年3月

名 前	役 職	処 分
劉長貴	貴州省副省長、省人代主任	党籍剥奪
潘慶田	山東省政協副主席	無期懲役
田鳳岐	遼寧省高級人民法院院長	無期懲役
叢福奎	河北省常務副省長	死刑（2年間の執行猶予）
程維高	河北省党委書記、省人代主任	党籍剥奪
王鐘麓	浙江省副省長	党籍剥奪（司法機関審議中）
劉克田	遼寧省副省長	党籍剥奪（司法機関審議中）
王雪冰	中国建設銀行行長	党籍剥奪、懲役12年
麦崇楷	広東省高級人民法院院長	党籍剥奪、懲役15年
王懷忠	安徽省副省長	党籍剥奪、死刑執行

出所：『亜洲週刊』香港、2004年3月7日、25ページ

表2 腐敗で捕まったおもな共産党・政府の幹部、2004年4月～05年末

名 前	役 職	罪 名	取得した金額	判 決
陳希同	党政治局員、北京市党委書記	横領等	55.5万元	懲役16年
成克傑	全人代副委員長	収 賄	4109万元	死刑執行
李嘉廷	雲南省党委副書記・省長	横 領	1819万元	死刑（2年間の執行猶予）
劉方仁	貴州省党委書記	収 賄	677万元	無期懲役
張国光	湖北省党委副書記・省長	収 賄	96万元	懲役11年
田鳳山	国土資源部長	収 賄	436万元	無期懲役
韓桂芝	黒竜江省政協主席	—	950万元	—

注) —は未定

出所：『日本経済新聞』2005年3月2日、『朝日新聞』夕刊、2005年12月28日

2006年も、北京オリンピック施設整備を巡る汚職疑惑で北京市副市長が解任、前副省長が死刑となった安徽省でも性懲りもなく副省長が停職処分となっている。中国海軍でも2006年3月、6月に艦船の衝突事件が発生、死者、行方不明者、重傷者が出たが、3月の事件後の調査で副司令官・王守業の腐敗・墮落が判明した。その後も、天津市人民検察院検察長、北京市人民検察院副検察長、上海社会保険基金を巡る党政治局員・上海市党委員会書記・陳良宇と、留まることを知らない [33、75、36、76、37]。

建国以来最大の汚職事件といわれる「厦門事件」の頼昌盛は1994年に福建省厦門に貿易会社を設立、官僚・軍人らと組んで石油製品や自動車などを貨物船で密輸入、不動産にも投資して、密輸・脱税総額は530億元（約7,950億円）とも1千億元ともいうが、1999年8月以降カナダ・バンクーバーに逃走中である。賈慶林・全国政協主席が福建省党書記当時その夫人が貿易担当であり、頼との経済関係もささやかれ、今後の展開次第では中国指導部の権力争いにも影響が及びかねないとの推測もある [32、72、73、74]。

(4) 「朗・顧之争」

2005年6月28～9日、香港や中国の新聞は中国財政部の徐放鳴金融局長が汚職の疑いで逮捕されたと報じた。数百万元の賄賂を受け取ったとみられている。2004年に摘発された中国農業発展銀行の副行長らによる巨額横領事件と関係があるともいわれる [48、49]。中国の国有企業の資産が流出しつつあるが、それが不法に官僚の懐に入るのがすでに述べた横領（私物化）であり、それが資本化されて投資されるとき官僚資本となる。一部すでに始まっていた国有資産の所有権登記が1992年5月、国家国有資産管理局・財政部・国家工商行政管理連名の「国有資産所有権登記管理施行規則」の公布

によって全国的に行われることになった。財産権を明確にすることによって、国有企業の株式会社化を狙ったものである [18、pp.151-6]。すでに10年以上の時間が経過した。

2004年8月、台湾出身の経営学者である香港中文大学の郎咸平教授が、「国有資産は合法的に収奪されている」として問題提起を行い、それによって「中国の企業改革は国有を続けるべきか、それとも民営化を拡大すべきか」の論争が生じた。朗は格林柯爾 (Greencool Capital Limited. 英領バージン諸島で登記。非上場) 系の、それぞれ製氷剤、冷蔵庫、客車を生産する三大産業企業・科竜集団を支配する顧雛軍が、安い値段で国有企業を手に入れたとして、批判を行った。これに対して顧は誹謗したとして、朗を香港高等裁判所に告訴した¹²⁾。この論争は全国的な論争となり、「朗顧之辯」とか、「朗顧之争」とか呼ばれる [56、pp.199-222]。上海在住弁護士の嚴義明らによる顧の罷免要求により、中国では初めて少数株主からの解任要求が実現した。嚴は少数株主を代表して、科竜の独立董事（社外取締役）就任を求めている。通貨危機後の韓国や香港などで登場した「市民運動家」が現れた格好だが、こうした存在はまだ例外的である [65、pp.21-3、49]。

ただ、この事件は直接的には官僚資本主義の問題ではない。民間資本家が国家資本主義企業を安価に買収したもので、官僚資本蓄積、官僚資本主義形成が行われたわけではない。だが、官僚でなくても巨額の国家資産を安価で手に入れることができたことは、官僚とのコネが作用し、関係した官僚の手に多額のカネが渡っただろうことを示唆する。これは官僚資本の蓄積である。この論争を受けて、国家資産委員会（国資委）研究室は従来、国有企業管理者（経営者）の積極性を生かすため、管理者が自己の企業を買収するのを認めていたが、管理者による大規

模国有企業の買収は好ましくないとする見解を
発表した。自分で売り自分で買うというブラッ
クボックスの中での操作で不透明であったり、
国有資産あるいは実物資産を担保に借金して買
収し、リスクを金融機関や被買収企業に負わせ
たり、投資家や企業の職員・労働者の合法的権
利を侵して不安定要因を作り出したりするから
である [62]。

すでに述べたように、国有企業改革における株
式会社への転換に当たり、經理担当者（共産黨員）
が銀行の融資で株式を取得、経営者・資本家に転
身するケースが多数報告されているが¹³⁾、これは
明らかに国家資産の官僚資本への転化であり、
官僚資本主義の形成である。これまで、党・政
府自身がこうした国家資産の私物化を奨励して
いたとは驚きである。一方、上述国資委研究室
は相応の条件さえ備わっていればとして、管理
者による中小規模国有企業の買収を認めてい
る。こうして、1990年代以降の国有資産の流
出額は毎年、少なくとも800億元から1,000億
元に上るという評価もある [66、pp.48-50]。
10年以上では8,000億元から1兆円となり（10
兆円から13兆円）、2004年のGDP13兆6,515億
元の5.9%から7.3%に相当する。すべてが官僚
資本に転化したわけではないだろうとはいえ、
莫大な金額である。これはロシア初め旧社会主
義国（現「移行国」）で見られた現象でもある。

(5) 全国規模、あらゆる分野での官僚資本主義 の形成

官僚資本主義は都市を中心とした国有企業
（国家資本主義）だけで発生しているわけでは
ない。官僚はあらゆる機会を利用して、全国規
模で資本を蓄積している。それは彼らが国家権
力と直接結びついているからである。毛沢東は
1947年に次のように指摘している。「独占資本
は国家政権と結びついて国家独占資本主義とな

った。…この国家独占資本主義は抗日戦争期間
中および日本の降伏後、最高峰に達した。それ
は新民主主義革命のための物質的条件を準備し
た。この資本は中国では通俗名で官僚資本と呼
ばれる」、と [60、pp.1253-4]。ここでは、
毛は国家独占資本主義が科学的概念で、官僚資
本主義は通俗名だと言っているが¹⁴⁾、通俗名か
どうかは別にして、国家資本主義としての官僚
資本主義を狭義の官僚資本主義と呼ぼう。しか
し、官僚資本主義現象は全国で、あらゆる分野
で生じている。国家資本主義の変質だけでなく、
もっと普遍的な現象と見たほうがよい。これを
広義の官僚資本主義と呼ぼう（のちに詳述）。

このため、農民の収奪による官僚資本主義形
成も深刻である。農村でも1990年代から始ま
った独立採算の財務体制によって、行政部門の
人事、事務、財政の職務権限が各地方の下部組
織に委ねられた。ところが、官僚たちが勝手気
ままな蓄財に励みだし、農民に対する法律無視
のすさまじい収奪が横行している。悪税といわ
れる農業税のほか、制度内費用と制度外費用が
徴収される。前者は「五統三提」または「三提
五統」と呼ばれる郷鎮政府による教育費、退役
軍人慰労費、民兵訓練費、道路建設費、計画出
産管理費、および村民委員会による公的積立金、
公益金、行政管理費であり、後者は道路費用、
電力費用、学校建設費用、住宅建設管理費用
等々である。加えて、「兩工」と呼ばれる防波堤
建設と道路・学校等建設の二種類の義務労働が
ある。

農村戸籍の者は、都市戸籍の者に保障される
生活最低保障、失業保険、養老年金、一定程
度の医療保険等の社会保障の対象外である。都
市の労働者には労働組合があるのに、農民を守
る組織はない。農村だけに限られないが、国家
による土地の強制収用も日常茶飯事である¹⁵⁾。
80年代当初には、農村における生産責任制の導入

により農民の積極性が引き出され、農業生産力は大幅に向上したと伝えられたが、現在では各種の重税に耐えきれず、農民が難民化して農村を捨て、都市に流出する深刻な状況が出現している（2006年から農業税が廃止されたが、どこまで守られるか）。これらの安価な労働力を利用して、都市の経済発展が維持されている。共産党の地方幹部であった李昌平は、「商人と汚職官僚とが結びついたなら、経済改革の結果は、必ずや強盗資本主義となる」と言い切っている¹⁶⁾。

こうして、農民から収奪された富が腐敗・墮落した官僚の懐に入り、それが利潤追求のために投資されて官僚資本に転化している。われわれは都市の国有企業で国有資産が官僚資本に転化することをすでに見たが、農村でもこのように官僚資本が蓄積されることを見落としてはなるまい。「新富人」（ニューリッチ）という言葉に象徴されるすさまじい貧富の差が出現し、「貪官汚吏」（賄賂を貪る悪徳官吏）という封建時代から存在する言葉がよみがえり、共産党員、官僚の腐敗が蔓延している [以上4、11、12、13]。

(6) 官僚独占資本主義、「社会官僚資本主義」

今日、中国の官僚資本主義はかつての旧中国時代のそれと同様、官僚独占資本主義化している。ここでは国家・資本主義と国家資本・主義の二種類の国家資本主義が区別される。前者は国家主導による経済全体の資本主義的発展であり、後者は国家資本企業、資本主義的に経営される国家セクターである¹⁷⁾。それらが官僚の支配下に入るとき、官僚・資本主義と官僚資本・主義の二種類となる。さらに二種類の国家独占資本主義があり、国家・独占資本主義（国家による独占（寡占）資本主義の発展）と国家独占資本・主義（国家独占にもとづいて資本主義的に発展させられる国家セクター）の二種類であ

る。これらが官僚の支配下に入るとき、それらは二種類の官僚独占資本主義、官僚支配下の経済全体の独占（寡占）資本主義的発展と資本主義的に経営される官僚支配下の国家独占セクターとなる。

今日、国有企業のみが参入できる業種がある。国家独占である。経済が発展している広東省でも、参入できる業種は国有企業80、外資60、私営企業40である。このため、国務院は2005年2月、私営企業が参入できる業種を増やす方針を示した [5、pp. 105-6]。外資系企業による私的寡占の例はすでに示した。こうして、今日の中国では官僚支配のもとでの独占（寡占）資本主義的発展の官僚・独占（寡占）資本主義と、国家独占セクターが官僚によって支配される国家（官僚）独占・資本主義がともに存在している。

いずれにせよ、旧中国時代に「官僚資本主義」、「官僚独占資本主義」の語が使われるようになったのと同様の官僚独占資本主義である。ただ、かつては外資との強い癒着、外資への従属が見られる一方、軍閥を含む封建的地主階級が高級官僚を兼ねていて（中央・地方政府の支配者）、官僚資本主義が強い買弁性、封建性、軍事性を有したが、今日では外国企業との癒着からくる買弁性や前近代的な封建遺制性はあるとしても、軍人官僚によるものを除けば軍事性は少ないといってよいだろう¹⁸⁾。かつて前出四大家族に集中していたほどには少数家族に集中していないこと、共産党と政府の二重権力で官僚の数が非常に多く、経済の絶対的規模から言っても比較にならぬほど大きいことなども、今日の特徴である。

もっとも家族については、太子党（権力者の子弟）や、権力者の妻、親族等が権力者との関係で経済的利益を受けている。鄧小平の子供たちや、趙紫陽、江沢民、李鵬、朱鎔基、温家宝

らの元および現在の党総書記、国家主席、首相たちの家族を巡る各種の噂もある。かつて中国はソ連を「社会帝国主義」と呼んだ。社会主義の装いのもとでの帝国主義であるから社会（主義的）帝国主義であり、レーニンの資本（主義的）帝国主義とは異なる、と。これになぞらえて言えば、今日の中国の官僚資本主義は「社会（主義的）官僚資本主義」であり、日本のような高度資本主義国のそれが資本（主義的）官僚資本主義であるのに対して、旧中国のそれは言うなれば前期的官僚資本主義である。

(7) 官僚主導下のコネ社会での資本主義市場経済と不平等、庶民の抵抗

現在の中国では、かつての命令的計画経済に代わって競争的市場経済が優勢となっている。現在でも依然として五カ年計画を立案しているが、改革後命令的計画からガイドライン的となった。目下、2006～10年の第11次計画が実行中ということになるが、年度計画まで作成され、命令として下達された計画経済当時とは異なり、今回からは長期計画のみとなり、「計画」と言わずに「規画」（企画）とすることが決まった。これは社会主義市場経済の条件下で、政府の活動方式が変化したためであり、過去の指令的計画からガイドライン的な戦略的・政策的・指導的長期計画に、また産業の発展や目標の割り当てを重んじた以前の計画から公共資源、公共生産物、サービスの配分と空間の位置づけを強化する長期計画に、さらには完全に政府が主導した過去の計画から政府、社会、企業（個人が挙げられておらず、民主的でない証拠である）が全方位で協力する開放型長期計画に、転じるという [40。あわせて「中国共産党16期5中総コミュニケ」 [40] も参照]。

社会主義「市場経済」であるから市場経済が優勢なのは当然だが、党・政府、実際にはそれ

を動かす官僚が強力な権限をもつため、実態は官僚主導下の市場経済である。しかも強力なコネ社会であり、官僚とのコネが経済活動でも重要な要素となっている。「社会主義」市場経済というが、資本主義が優勢となっているため、正しくは強力な官僚主導下のコネ社会での資本主義市場経済、さらには「社会官僚資本主義市場経済」と言うべきだろう。

農村部と都市部との住民の所得格差が拡大しているのは言うまでもなく、都市住民の間でも格差が拡大している。「赤い富豪」と民工、農民の生活格差は驚くほどである [20第2章、13第10章、第13章]。UNDP（国連開発計画）によれば、04年の中国のジニ係数は国際的に認められた警戒ライン（0.4）を超える0.445（OECDの数字では同年の加盟国平均0.309、日本は0.314）、中国社会科学院によれば05年にはついに赤信号の0.5を超えたという¹⁹⁾。中国共産党中央党学校の『学習時報』によれば、中国の富裕階層のかなりの部分が官と商との結託（コネ）、権力と金銭の取引で金持ちになった「機会の不均等」だ、と著名な経済学者・呉敬璉が指摘している [39、pp.55-6、12、p.260]。

このため、官民衝突の暴動が多発しており、華僑向け通信社・中国通信社によると、2005年には8万7千件、前年より約1万3千件も増えた。暴動の99%が党幹部・官僚の腐敗や土地収用など市民の権利が侵害されたことにより、93年から03年まで毎年平均17%の割合で増え続けている。独占企業の制限、官僚の灰色収入の防止、厳格な規制があるのに腐敗した人間の権力が大きくて、庶民がものを言えない状況の改善が必要だ、と全国政治協商会議の任玉嶺・常務委員がシンポジウムで述べたという [34]。香港の週刊誌『亜洲週刊』も、「中国は唯成長論に別れを告げるべきである」と題した論説で、中国では全体としては経済が急速に発展してい

るのに、貧富の差が拡大しつつあり、種々の問題が生じている。最も豊かな1割の人間が国家の富の45%を享受しているのに、最も貧しい1割の人間は国家の富の1.4%を有しているに過ぎない、と指摘している [69、p.5]。

(8) 党・政府の対応とその限界

党・政府も官僚の腐敗に対して手を拱いているわけではない。約7,000万人の共産党員に対して、しばしば腐敗撲滅の政治的キャンペーンが行われる。2005年3月に江沢民が完全引退する直前の同年1月初めからも、江の「三つの代表」思想や胡錦濤の演説を学習する運動が始まった。月に40時間以上も行われる職場もあるといい、1年半、2006年秋まで続けられる。腐敗を防ぐシステムの構築も目論まれており、2010年までに基本的枠組みを完成させるといふ。雑誌『瞭望』はこれを2020年までの3段階に分けて説明している。2007年までの第1段階。汚職の体系的な分析、理解の促進、教育・制度・監督3方面の見直し。2010年までの第2段階。反汚職の基本的な枠組みの構築を前提。教育の一層の強化、政策面でも公人財産申告法の制定を目指す。2020年までの第3段階。詳細な法整備などの推進、腐敗防止システムの完成度を高める [46、42、43]。

2003年12月31日に「中国共産党党内監督条例（試行）」、「中国共産党規律処分条例」が党内で公布され、04年12月10日には03年10月31日開催の第58回国連総会で採択、113カ国が署名した国連腐敗防止条約に中国は署名、05年10月27日の第10期全人代常務委員会第18回会議で批准した。同条約は香港にも適用されると、06年2月14日、特別区行政政府が発表した [44、45]。中国人民銀行（中央銀行）も「反マネーロンダリング（資金洗浄）法」の制定を検討している。後者は国際的な組織犯罪と戦うための法律であ

るが、中国で公職にある人間が海外に資金を不正に持ち逃げするのを防ぐ狙いもある。公務員の天下りを制限する「公務員法」作りも始まった。中央幹部が地方を視察する際に飲食の接待を受けるのを禁止する規則も出た。

一連の措置の総仕上げとして、「反腐敗法」の制定も浮上している。2005年1月3日付けでまとめられた腐敗防止の「綱要」が、「専門の法律を研究し制定する」と定めている。しかし、法律の制定に3～5年はかかるとみられ、即効性はない。しかも上述監督・処分条例も中国共産党成立82年後、政権取得54年後で最初のものであり、1990年に提起されてから13年もかかっている。反腐敗法の制定も3～5年で済むか。仮に早く制定されたとしても、官僚の汚職防止にどれほどの効果があるのか疑問である。すでに1978年から2000年までに中央政府が出した腐敗防止の法律や規則、公式文書は400件以上にのぼる。

全人代常務委員会は2005年6月末に、物権法最終草案を公表した。同法は物や土地などの所有権を明確にする法律だが、国有企業資産を不正取得した経営陣を刑事訴追するとの条項が盛り込まれた。唐突な条項追加は、一握りの幹部が企業資産を割安に取得するなどの動きが絶えないことへの危機感から来ているものとみられている [50]。しかし、同法は不法な地上げによる土地よりの追い立てから農民や住民を守るのに役立つが、同時に資本家の私有財産も守ることになる。興梠一郎氏は同法との絡みで、「土地の私有が認められれば、本格的な資本主義の到来である」と述べているが [5、pp. 64-5]、すでにその方向への動きが始まっている。

腐敗撲滅が難しいのは、安給料、モラルの低下など、いろいろの理由があるが、党・政府の権限の強さが根本にあるといわれる。かつての日本以上に強力な規制でがんじがらめにされた

体制では、公権力と不正とが結びつきやすい。共産党だけが国政を握っているところではチェック機能が働かず、腐敗に拍車をかける方向に動く [46、47、64]。中国では「権力の市場化」と呼ばれる²⁰⁾ [52]。官僚をコントロールし、官僚個人の利益のためではなく、国民全体の利益のために働かせるためには、党・政府・企業の透明性および国民の政治的自由度を高め、国民自身による監視を強める必要があり、党・政府が行政、司法、メディア、主要企業と一体化し、公共財産が官僚によって簡単に私物化されるようなシステム、すなわち官僚資本主義制度そのものを変革しなければならない。

しかし、急速な経済発展で政治権力と富が違法に結びつく機会は増えつづけており、不正の規模はますます大きくなるばかりである。胡錦濤の国家主席就任当時は、「胡耀邦が絶やしたたいまつが、今日胡錦濤によって再び灯されようとしている。これは新理想主義のたいまつである」、胡錦濤元年が始まった、と評価する向きもあり [67]、就任後3年間は自由主義的政治改革者のイメージがあったが、次第に権威主義者として姿を現しつつあり、今では広く保守的な官僚主義者と見なされている [55、pp.19-20]。むしろ、党・国家・軍のトップが1人（胡錦濤）に集中しているとはいえ、個人独裁ではなく（集団指導）、富が党や国家（政府）のトップ層の懐に入るようなシステムにはなっていないが、事態は一向に改善されない。当然である。腐敗・墮落を阻止すべき共産党・政府の中に当の腐敗・墮落した官僚がいるのだから。

4 世界資本主義経済と中国資本主義経済

中国経済で資本主義が優勢となり、民族ないし民間・地場資本主義のみならず、香港、マカオ、台湾のそれも含む外資系企業も大きな比重を占めている。それが他の諸矛盾と合わさって、

時として政治問題の影響として愛国運動、とくに反日運動として爆発する。一方、中国企業の多国籍企業化、海外進出も盛んとなり、欧米企業の買収も珍しくなくなった。聯想集団（レノボ）がIBMのコンピュータ部門を買収したし、資源確保を重要外交課題の一つとする中国の石油企業が米国の石油会社を買収しようとしていたりしている。対日本も例外でなく、2006年に3億ドルで太陽電池メーカーMSKが買収された。中国の海外直接投資は05年末までで、累計500億ドルを超え、投資企業も1万社を超えた。国有大型企業が依然主導的役割を果たしているが、非国有制企業が次第に主力となりつつある [41他]。

かつて世界には資本主義と社会主義の二つの世界市場が存在したが、今日では単一の資本主義世界市場しか存在しない。中国経済は今やその唯一となった世界資本主義経済の重要な構成要素の一つとなった。高度資本主義国と同様、世界市場の主要プレイヤーの1人である。世界資本主義のグローバル化から大きく影響を受ける一方、自身が直接世界経済に大きく影響するグローバル化の担い手の1人となった²¹⁾。ロンドン『エコノミスト』は、「世界の賃金、利潤、物価、利子率はますます中国での出来事に影響されつつある」と述べている [54、p.13]。中国の国有企業も世界市場で利潤極大化追求の資本主義的経営を行っているが、それは中国国内での経営の延長線上にある。

むすびにかえて

毛沢東はかつて旧中国時代に、中国の発展を阻む物として外国帝国主義、封建制度、買弁資本主義の三つの山を挙げた。しかし、筆者は今日の中国経済が資本主義経済だからといって、改革・開放後の中国経済の発展を全面否定しているわけではない。飢餓水準以下の人々が減っ

てきているともいわれるのは喜ばしいことであり、国民のかなりの生活水準が向上していることも嬉しいことである。また、国民に対して経済的自由だけでなく、政治面でもかなりの自由が与えられるようになったことも一歩前進である。改革・開放は必然だった。しかし、その内容が問題である。官僚資本主義化のように、庶民、とくに農民の暴動が頻発している。中国の現状を100%肯定するわけにはいかないということである。

日本においても、たとえば明治維新以後の100年余りのあいだに、資本主義経済のもとで国民のかなりの生活水準も向上したし、政治的自由も大幅に広がった。しかし、だからといって日本資本主義には全く問題がないというわけではない。中国でも同様である。また、資本主義経済だからといって、直ぐに行き詰まるというものでもない。むしろ、中国だけでなく資本主義は世界においても驚くべきほど強靱な生命力を持続させ、むしろ強化さえしつつある。今も社会主義を標榜する中国のほか、かつての社会主義国ロシア、インド型社会主義を標榜したインド、それにブラジルを加えたBRICsの目覚ましい発展が注目され、いずれはGDPで米国、日本、西欧諸国を追い抜くものとみられているが、いずれも資本主義経済化によるところが大きい。

世界資本主義経済の発展は爆発的であり、このまま行けばそう遠くない将来に地球の資源を枯渇させるほどの勢いである。むしろ、そうしたところに資本主義経済発展の壁があるのかもしれない。マルクス、史的唯物論が考えた生産力と生産関係の矛盾によって生産力が生産関係の壁を突き破るのではなく、生産力の発展が突き破れぬ自然の壁が存在するのである。「必要に応じた分配」を行う「共産主義」経済など、夢のまた夢だろう。

置塩信雄氏は現代、とくに現代資本主義の

問題として、労働者の失業・貧困、戦争、自然破壊の三つが解決されないことを挙げたが[2、pp.1-2]、途上国の現状をもたらしているのも現代資本主義であり、失業・貧困は途上国も含めて労働者だけでなく、農民やその他勤労者の問題も含み、また自然破壊にはエネルギーを初めとする資源問題や環境汚染も含むと拡大解釈することによって、筆者もこれに賛成である。だが、すでに前稿で指摘したように、世界がこれらの解決のために資本主義経済を止めて、社会主義経済に至ることが必然であるとは、もはや考えられない。

すでに社会主義となった諸国の多くの人々は資本主義経済を選んだ。とくに、いったん社会主義計画経済が出現したのに、それに失敗し止めたという経験は、今後人々が社会主義計画経済をもう一度選ぶのに、大きなマイナスの影響を与えた。依然社会主義を標榜する中国でも、国民の多くの精神志向は資本主義志向である。中国国民も含めて、世界は資本主義経済が破局に向かっても、社会主義経済を選ばず、そのまま自滅に突入するだけということもありうる。たとえ、社会主義経済を選ぶとしても、それは遠い先のことである。ただ、遠い将来にしても社会主義経済を選ぶとすれば、それは過去の現実の社会主義経済の問題点、破綻から多くの教訓を汲み取った、より洗練された、魅力のあるものとなっていなければならない。過去のような社会主義経済であれば、世界は選ぶはずがない。

<注>

- 1) とはいえ、マルクス主義は公式には否定されていない。[70]の「中国共産党は官僚左派と偽自由派の陥穽に直面している」と題する特集号は、中国は1億円の予算で「マルクス主義理論研究・建設プロジェクト」を推進する計画であり、2005年12月26日の毛沢東誕生日に社会科学院にマルクス主義研究院を設立予定と報道、主流派経済学者の筆頭に挙げられる厲以寧・北京大学教授を市場万能の「偽自由派」と呼ぶ一方、マルクス主義を現体制擁護の手段として利用し、先鋭な社会的矛盾を無視する劉国光・元社会科学院副院長らを「官僚左派」と呼んでいる。後注12)も参照。
- 2) これは趙紫陽のいわゆる名誉回復問題が絡まっているのかもしれない。しかし、党の大会で党の総書記が報告したのである。名誉回復されないからと言って、放っておくわけにはいきまい。
- 3) 関志雄氏は、「社会主義の初級段階」の実態は労働者階級と資本家階級が同時に創出される「資本主義の初級段階」、すなわち「原始資本主義の段階」に当たり、その行き着くところは社会主義の初級段階ではなく、「成熟した資本主義」であるという[3]。しかし、氏も「成熟化した資本主義」化への過程で民主化と法治化を怠れば腐敗が蔓延し、「クローニー・キャピタリズム（縁故資本主義）」が定着するおそれがあるとはするが、それが官僚資本主義の一部であることまでは見通せないでいる。ちなみに、後出・郎咸平も中国は最も原始的な人が人を食う初期資本主義の段階にあるという[69, p.36]。
- 4) 2005年2月24日、国務院は「個人・私営等非公有制経済の発展を奨励・支持し、導くことに関する若干の意見」（略称「36条」）を公布した[77]。
- 5) なお、外資系企業だけで工業生産高の3分の1ともいわれ、ここにいう非公企業には香港・マカオ・台湾企業、外資系企業は含まれないのかもしれない。
- 6) このため、国有企業だけに限られず、中国の国内各企業からも、外国企業と同様の特別待遇を与えよという要求が出ている。
- 7) S・J・ガブリエルは、現在の中国は1949年以降の「国家封建主義」（国務院が搾取・収奪する君主）から「国家資本主義」への移行過程にあり、前者が後者への移行の初期条件を提供したとするが[53, pp.13-8]、筆者は新中国の成立は生産手段の公有化など、社会主義の必要条件を準備したが、徹底した民主主義の保障（経済的要因でもある）など、十分条件に欠けていたと考えている。
- 8) 清水美和氏は、「人民中国」は終焉し、新たに社会の指導層になろうとしている「新富人」と対極にあ

る「民工」との断裂が社会の表舞台に登場した[11, pp.18, 21]。「富裕層から貧困層へ、都市から農村へ所得移転を目指す胡政権の政策は、共産党内に台頭した都市の富裕層を代表する勢力のさまざまな抵抗に遭遇している。今後、この攻防はますます激化し、中国の命運を決するだろう」と書いている[12, p.6]。党内における階級闘争の激化である。

- 9) 上原一慶氏も、中国共産党は『階級政党』の建前さえかなぐり捨てて、『国民政党』へ脱皮しつつある。このような中国の現「体制を『社会主義』と呼ぶことは難しい」、と指摘されている。[1, p. ii]。

批判的な見方は中国にも存在する。元中共中央政治局常務委員の宋平、元中央書記局書記の鄧力群、元最高人民法院長の鄭天翔など、数多くの人々がそうであり、党内保守派と呼ばれる。彼らは江澤民の「三つの代表」論を「全民党」の焼きなおしであり、官界の腐敗はますます深刻化していると主張している。これに対して、同様に政治的舞台から引退した元老の杜潤生、朱厚澤などの一群の人々は政治体制改革をもっと進めるべきだと言い、自由主義的政治家、自由派と呼ばれる[67, pp.40-1]。筆者も中国はもっと多くの政治的自由を国民に与えるべきであり、それが次に述べる中国経済の官僚資本主義化を防ぐ重要な手段であると考えている。この意味では、筆者は一見保守派だが、実際は自由派ということになるのだろうか。政治体制改革をもっと進めるべきだといっても、どんな政治体制改革かが問題である。

ちなみに、著名な経済学者である呉敬璉は、「中国ではすでにその（封建的・買弁的・国家独占資本主義の…引用者）芽が出始めている」、「縁故資本主義あるいは親戚資本主義」だ。「計画経済を継続しようとする勢力と改良の名目で民衆から略奪する勢力」が存在する。前者の勢力は見えやすい。貧しいが、平等に見えた毛沢東時代を懐かしむ左派だ。むしろ厄介なのは後者の勢力で、前者が保守派、後者が改良派と呼ばれるだけに騙されやすいという。なお、江澤民の「三つの代表」理論は「金持ち路線」と噂された[5, pp.92, 214-5]。

- 10) 今日の中国経済について、日本で最初に官僚資本主義経済と規定したのは小島麗逸氏だろう。教えられるところが少なくない。ただ氏は、「官僚資本主義というのは市場での競争を通して経済活動が行なわれるというより、政治権力により資金を集積し、増殖する資本をさす」というが[7, p.94]「政治権力」を「国家権力」と理解する限りで、国家資本主義について規定しているのであって、官僚はどう関わるのかという疑問が残る。また氏は、「1980年代

以後成長している企業資本は、(中略) 大部分を産業に再投資しているため、官僚産業資本主義とか官僚金融産業資本主義と規定できる」というが、ここで「産業」とは金融が別に区別されているから、狭義の「工業」の意だろう。しかし、今日の官僚資本主義化現象は土地買いや浪費、隠匿、海外逃避、産業への再投資など、ありとあらゆる産業(広義)でみられる現象であるから、産業(狭義)や金融に限定される規定でないほうがよいのではないか。

- 11) この点についての言及はないが、計画経済時代の中国の国家計画委員会に焦点をあて、そこでの官僚の動きを政治学の角度から分析した精緻な研究に、[6]がある。
- 12) 2004年に行われたこの論争は、05年には1981～84年、89～92年の論争に続く改革後第3回目の大論争、改革の方向と経路についての論争へと発展した。しかし、元中国社会科学院副院長で現在特任顧問の劉国光を代表とする計画派と、中国経済体制改革研究会会長の高尚全を代表とする市場派とが対立していたが、政治的対立に至るのを恐れる党中央からストップがかかった[71、28]。
- 13) [56、pp. 236-50]は「上場企業ニュース面で、2004年がこれまでとは異なる最大の点は国有企業高級管理者の破綻の数が多いことである」と述べて、国内・国外を問わない国有企業を含む中国上場企業の経営者による不正行為、海外逃亡、逮捕・送還が取り上げられ、2004年1月から12月までの12大案件を紹介している。
- 14) 毛のような見方が支配的であるわけではない。たとえば、趙德馨はこの毛の文章を紹介しつつも、次のように言う。「官僚資本の所有者は官僚である。それは官僚私人(個人)からくるのであって、政府からではない。経営権が官僚の手中に握られる。それは私人資本であり、国家資本ではない」と[58、p.308]。官僚資本主義と国家資本主義とは別の物とする趙の主張に筆者も賛成である。
- 15) 興梠一郎氏は地上げに関連して、「政府・不動産会社・評価機関・取り壊し業者は、すべてが一体となった『官僚資本』なのだ」。また、国有企業について、「職権を利用して財政資金を投入し、少数の人間がメリットを得る」、「政府権力の乱用による『官営資本』である」、中国経済について「一党独裁下の『官僚主導型擬似市場経済』、『政治化された経済』だ」と述べている[5、pp. 45、99-100、127]。
- 16) 李昌平は湖北省棋盤郷の元共産党書記で、2000年3月に当時の朱鎔基・國務院総理に直訴した顛末を記した[61]を出版するなど、実情を暴露したために、のちに離党を余儀なくされた。ちなみに、中

国ではこの本の内容について公に議論することは禁止されている。李の言葉は[61訳書、p.38]。

- 17) 途上国の国家資本主義を一貫して追及してきたのは坂田幹男氏であり[10、21、22など]、筆者も教えられるところが少なくない。たとえば、国家セクター(public sector)発展とは区別された国家主導による資本主義的發展をも国家資本主義と規定すべきとする氏の国家資本主義論を、国家資本主義がそれを支配する官僚のもとで官僚資本主義に転化すると筆者の主張に引き付けて言えば、官僚資本主義には官僚支配下の国家セクター(狭義)、国家セクター以外のセクターでの官僚支配を含む官僚資本主義(広義)、官僚主導の国家が国民経済全体の資本主義的發展を行う官僚資本主義(最広義)の三種類の官僚資本主義があることになる。ただ、資本主義の形成では国家・官僚が法整備など、多少とも資本主義促進的な役割を果たすだろうから、「主導」をどう理解するかにもよるが、すべての資本主義が国家・官僚資本主義となって、拡大解釈すぎないかという疑問が残る。
- 18) 「しばしば地方で独立王国を形成し」、「党書記があらゆる権力を一身に集めた『皇帝』、『絶対君主』だ」[5、p.73]、中国は「社会主義の衣を着た封建王朝」だ[4、pp.12-3]などという評価もあるが、一般受けする分かりやすい表現であるとはいえ、言い過ぎだろう。封建的地主階級による経済的搾取や経済的強制など、事実としてはそれらまがいのものが存在するとしても、制度として存在しているわけではないからである。
- 19) [39]は中国のジニ係数が4.45というが、0.445の誤りだろう[57、p.8]。なお、日本の数字については、厚労省の所得再分配調査では72年の0.353から、02年の0.393に上昇したといい、総務省の家計調査では今世紀に入りむしろ下がったという[31]。UNDP、OECDも含めて、いずれも利用統計の違いである。米国は05年に0.469に達した[35]。
- 20) 1990年代以降、市場化の急進展にともない、種々の方法で行われた行政的腐敗をさす。腐敗者が主として権力者、すなわち政治家、行政官僚、国有企業の経営者などだからであり、レント・シーキング型の腐敗による。
- 21) 五味久壽氏はむしろ、「中国産業の再編は、21世紀の世界資本主義のグローバルかつダイナミックな再編の主役として台頭しつつある」と主張している[9、序p.3]。なお、あわせて[8]も参照。

引用文献

- [1] 上原一慶編『躍動する中国と回復するロシア—体制転換の実像と理論を探る』高菅出版、2005年
- [2] 置塩信雄『経済学と現代の諸問題—置塩信雄のメッセージ—』大月書店、2004年
- [3] 関志雄『中国経済のジレンマ—資本主義への道—』ちくま新書、2005年
- [4] 北村稔『中国は社会主義で幸せになったのか』PHP新書、2005年
- [5] 興梠一郎『中国激流—13億のゆくえ』岩波新書、2005年
- [6] 国分良成『現代中国の政治と官僚制』慶応義塾大学出版会、2004年
- [7] 小島麗逸『現代中国の経済』岩波新書、1997年
- [8] 五味久壽『グローバルキャピタリズムとアジア資本主義』批評社、1999年
- [9] —『中国巨大資本主義の登場と世界資本主義—WTO加盟以降の中国製造業の拡張再編と日本の選択—』批評社、2005年
- [10] 坂田幹男『第三世界国家資本主義論』新評論、1991年
- [11] 清水美和『中国「新富人」支配—呑みこまれる共産党国家』講談社、2004年
- [12] —『中国農民の反乱』文庫版、講談社+α文庫、2005年
- [13] 杉本信行『大地の咆哮—元上海総領事が見た中国—』PHP、2006年
- [14] 樊綱『中国 未完の経済改革』関志雄訳、岩波書店、2003年
- [15] 游仲勲編『現代計画経済論』ミネルヴァ書房、1971年
- [16] —『現代中国の計画経済』ミネルヴァ書房、1982年
- [17] —著『中国経済をみる眼』有斐閣新書、1983年
- [18] —『華僑は中国をどう変えるか—未来の[資本主義] 大国の行方を探る—』PHP研究所、1993年
- [19] 吉原久仁夫『なにが経済格差を生むのか』NTT出版、1999年
- [20] 読売新聞中国取材班『膨張中国』中公新書、2006年
- [21] 坂田幹男「国家資本主義論争」尾崎彦朔編『第三世界と国家資本主義』東京大学出版会、1980年
- [22] —『「国家資本主義」と『社会主義市場経済』』『福井県立大学 経済経営研究』同大学経済学部、第14号、2004年10月
- [23] 小島華津子「中国の市場経済化と「工会」改革を巡る議論」『アジア研究』アジア政経学会、52巻1号、2006年1月
- [24] 游仲勲「現代後進諸国の官僚資本主義について」『熊本商科大学経済学部開設記念論文集』1969年2月
- [25] —「現代後進諸国の官僚資本主義—国家資本主義の変質・転化を中心とした—」『アジア研究』アジア政経学会、16巻1号、1969年4月
- [26] —「低開発国の官僚資本主義」『国際経済』国際経済学会、22号、1971年8月
- [27] —「発展途上国の国家資本主義」『世界経済評論』世界経済研究協会、1971年12月
- [28] 凌星光「新自由主義論を巡る中国での論争（上下）—劉国光氏の「経済学の教学と研究での若干の問題」について」『世界経済評論』2006年6・7月
- [29] 『朝日新聞』2005年6月30日
- [30] —同上年9月13日
- [31] —2006年2月5日、6日
- [32] —同年6月10日、23日
- [33] —同年7月1日

- [34] —同年8月6日
- [35] —同年8月31日
- [36] —同年9月18日
- [37] —同年9月26日、27日
- [38] 新華社電2004年11月17日、『華僑報』東京華僑總會、同25日
- [39] —2005年9月19日、『月刊中国情勢』中国通信社、58号、同年10月
- [40] —同上年10月10日、『中国週報メールマガジン』中国通信社、201号、同年10月14日
- [41] —2006年1月17日、『華僑報』東京華僑總會、同25日
- [42] 中国新聞社、2005年4月18日、中国情報局 (<http://news.searchina.ne.jp>) 同日
- [43] —2004年9月29日、中国情報局 (<http://news.searchina.ne.jp>) 同月30日
- [44] 『中国青年報』2005年10月28日、中国情報局 (<http://news.searchina.ne.jp>) 同日
- [45] 中国新聞社、2006年2月15日、中国情報局 (<http://news.searchina.ne.jp>) 同日
- [46] 『日本經濟新聞』2005年3月1日
- [47] —同上年月2～3、10日
- [48] —同上年6月28日 (日本經濟新聞社編『中国 大国の虚実』日経ビジネス文庫、2006年に収録)
- [49] —同上年6月29日 (同上)
- [50] —同上年9月20日
- [51] —2006年5月12日
- [52] 黄曉京『移行期の中国經濟と農村・都市關係に関する一考察』亜細亜大学提出博士論文、2003年、未刊
- [53] Satyananda J. Gabriel, *Chinese Capitalism and the Modernist Vision*, Routledge, London and New York, 2006
- [54] *The Economist*, London, July 30th, 2005
- [55] —August 20th, 2005
- [56] 金碚・主編『2004經濟中国』広東省出版集團広東經濟出版社、広州市、2005年
- [57] 周振華・主編『収入分配』上海人民出版社、2003年
- [58] 趙德馨『中国近現代經濟史、1842—1949』河南人民出版社、2003年
- [59] 北京大学中国国民經濟核算与經濟增長研究中心編『中国經濟增長報告 (2005) —宏觀調控下的經濟增長—』中国經濟出版社、北京、2005
- [60] 『毛澤東選集』人民出版社、北京、第4卷、1977年
- [61] 李昌平『我向總理說實話』光明日報出版社、2002年、吉田富夫・北村稔・周俊共訳『中国農村崩壊』、日本放送出版協會、2004年
- [62] 国資委研究室「国有大企業不宜實施管理層收購」『人民日報』2004年9月29日
- [63] 成思危「国企改革的重要意義」蕭灼基・主編『經濟界名家縱論宏觀經濟』經濟科學出版社、北京、2002年
- [64] 『亞洲週刊』香港、2004年3月7日
- [65] —同上年8月21日
- [66] —同上年9月26日
- [67] —同上年10月3日
- [68] —2005年8月28日
- [69] —同上年9月11日
- [70] —同上年11月27日
- [71] —2006年4月9日
- [72] —同年6月4日
- [73] —同年6月11日
- [74] —同年6月25日
- [75] —同年7月9日
- [76] —同年9月24日
- [77] 『人民日報』海外版、2005年3月7日

[78] ——同上年3月18日

[79] 新華網 (<http://big5.xinhuanet.com/gate/big5/www.xinhuanet.com/>)

2006年3月19日

追記

前稿と論文の表題に若干の違いがあるが、本稿のとおり統一したい。